

住民避難状況【宇和島市】  
H30.7.9 16:00現在

別紙

	地区名	避難所名	避難者数
1	吉 田	吉田公民館	41
2		吉田小学校	22
3		君ヶ浦集会所	8
4	奥 南	奥南公民館	6
5		奥南小学校	48
6		立目集会所	20
7		浅川集会所	15
8		南君集会所	5
9		南君東集会所	2
10	喜佐方	喜佐方公民館	10
11		沖上コミュニティセンター	2
12	立 間	たちばな保育園	3
13		JA立間	50
14	玉 津	玉津公民館	7
15		与村井集会所	17
16		白浦コミュニティセンター	20
17		花組集会所	20
18	宇和島	高光公民館	3
19	三 間	三間公民館	1
20		成家集会所	10
21		木藤集会所	2
合計			312

住民避難状況【大洲市】  
H30.7.9 16:00現在

	地区名	避難所名	避難者数
1	肱 南	肱南公民館	6
2		大洲小学校	20
3	肱 北	肱北公民館	2
4	喜 多	総合福祉センター	17
5	平	平公民館	47
6		森集会所	19
7		中山東集会所	5
8		中山西集会所	2
9		小鳥越集会所	2
10	菅 田	菅田小学校	23
11	大 川	大川公民館	14
12		定林寺	2
13	柳 沢	柳沢公民館	5
14		道成集会所	1
15	新 谷	新谷公民館	8
16	八多喜	八多喜公民館	15
17		中場集会所	2
18		大洲東中学校	13
19	肱 川	肱川公民館	11
20		正山自治センター	2
21		予子林自治センター	11
22		大和集会所	16
23		鹿野川荘	17
24		陽春院	1
25		望湖荘	19
合計			280

住民避難状況【西予市】  
H30.7.9 16:00現在

	地区名	避難所名	避難者数
1	城川町高野子	改善センターたかがわ	1
2	城川町土居	土居公民館	9
3	城川町川津南	川津南高齢者等活動生活支援促進施設	2
4	野村町鳥鹿野	溪筋公民館	11
5	野村町野村	野村公民館	26
6	野村町野村	野村小学校	27
7	野村町阿下	野村中学校	45
8	宇和町皆田	下宇和公民館	1
9	宇和町卯之町	西予市教育保健センター	21
10	宇和町河内	多田公民館	5
11	宇和町明間	明間小学校	40
12	宇和町石城	岩木集会所	17
13	三瓶町朝立	三瓶文化会館(三瓶東公民館)	10
14	三瓶町蔵貫浦	養護老人ホーム三楽園	40
15	久枝	松葉寮	1
16	明浜町狩浜	明浜荘	1
	合計		257

# 物資資機材提供・職員派遣体制スキーム

被災市町に、物資等を提供した場合は、次の区分に応じて、県に報告(FAX及び電話)を  
 お願いいたします。

- 物資・資機材 → 別紙様式第1号「応援計画内訳書1(物資・資機材の提供)」
- 職員派遣 → 別紙様式第2号「応援計画内訳書2(職員派遣)」

被災市町	支援市町		県側窓口	
	第一次支援市町(窓口)	第二次支援市町		
宇和島市	新居浜市	松山市、松前町、伊方町	長野主任	菅主任 2177
西予市	西条市	伊予市、砥部町	田窪主任	森田主任 2185
大洲市	四国中央市	今治市、東温市、久万高原町	嘉村係長	山本主任 2180

記載例

上段：応援市町欄  
下段：右側の応援計画内訳内訳

(別記様式第1号)

応援要請(計画内訳書1(物資・資機材の提供))

記入者	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町						
愛媛県						
応援市町	〇〇市	△△部〇〇課	堂後太郎	xxx-xxx-xxxx	xxx-xxx-xxxx	ehime-taro@...

応援要請内訳(被災市町 記入欄)				応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)												
作成日時	必要時期	品目	品目・用途	数量	場所	輸送手段	連絡先 [ 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail ]	応援市町名	発送時期	品目	規格	数量	場所	交通手段	連絡先 [ 担当部署名 担当者名 電話/FAX E-mail ]	
																単位
								新居浜市	7/9	水	2リットル/1000本	本	新居浜市	19-7	防犯 安全課 0897-65 -1282	

(注)

- 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
- 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
- 可能な限り内容を明記すること。
- 随時更新し提出すること。(充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。)
- この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

# 記載例

※記入箇所  
 上段：応援市町欄  
 下段：右側の応援計画内訳欄

## 応援要請(計画)内訳書2(職員派遣)

(別記様式第2号)

記入者	団体名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-Mail
被災市町					
愛媛県					
応援市町	〇〇市	△△部 〇〇課 愛媛太郎	xxx-xxx-xxxx	xxx-xxxx-xxxx	ehime-taro@.....

応援要請内訳(被災市町 記入欄)					応援計画内訳(愛媛県・応援市町 記入欄)								
作成日時	職種	活動内容	人数	期間	場所	交通手段	連絡先 (担当者名 電話/FAX E-mail)	応援市町名	人員	期間	場所	交通手段	連絡先 (担当者名 電話/FAX E-mail)
								〇〇市	10人	H30.7.10 ~7.31	母市	公用車	△△部 〇〇課 愛媛太郎 TEL xxx-xxxx-xxxx FAX xxx-xxxx-xxxx E-mail ehime-taro@.....

- (注)
- 1 可能な限り場所の分かる地図等を添付すること。
  - 2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路(最寄りヘリポート等)又は水路(最寄り港湾等)を記入すること。
  - 3 可能な限り内容を明記すること。
  - 4 随時更新し提出すること。(充足した人員は削除し、不足している人員のみ記載すること。)
  - 5 この様式は、必要に応じて適宜修正できるものとする。

## 他県及び政令市からの応援職員の状況

### 【災害マネジメント総括支援員】

被災市町に対して、災害発災当初の災害応急対策や国・県等との連絡・調整など、災害マネジメントに関する助言を行うため、総務省が専門知識や災害対応経験を有する職員を派遣。

市町名	支援自治体	氏名等	備考
宇和島市	徳島県	防災人材育成センター 富士次長	7/9～支援開始
大洲市	東京都	職員支援課 松尾課長（元防災対策課長）	7/10 松山着予定
西予市	横浜市	緊急対策課 田辺課長	7/9 松山着

### 【被災市区町村応援職員確保システム】

総務省が中心となり、被災市町における被災住民の生活再建に向け、他県の自治体から応援職員を迅速に派遣する制度。

市町名	支援自治体	支援内容
宇和島市	（調子中）	罹災証明書の発行業務や避難所運営業務などの生活再建に向けた業務
大洲市	（調整中）	〃
西予市	熊本市	〃

## お知らせ

H30.7.9  
愛媛県災害対策本部  
(防災危機管理課)

平成30年7月5日からの台風第7号及び前線等に伴う大雨の  
被害にかかる被災者生活再建支援法の適用について

### 1 災害の概要

平成30年7月5日からの大雨により住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、下表のとおり同法の適用を決定しました。

### 2 支援の内容

住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等について、被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が公益財団法人都道府県会館から支給されます。

該当市町	法適用日	住宅被害(世帯)			備考
		全壊	半壊	床上浸水	
西予市	7月9日	0	0	584	被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当

(上記は平成30年7月9日12時00分現在の数値であり、今後の調査によって変動することがあります。)

### 【参考】

西予市の人口は、38,919人(平成27年国勢調査による)であり、人口30,000人以上50,000人未満であることから滅失60世帯以上で第1号に該当する。

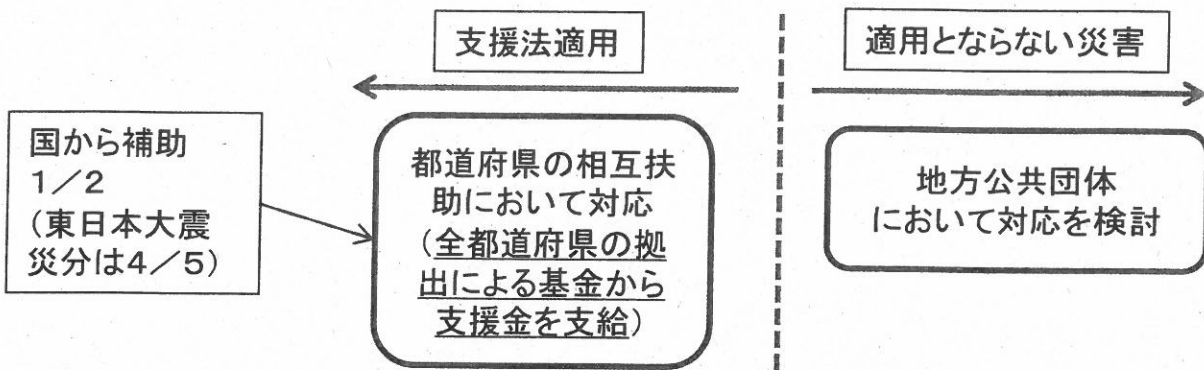
(滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯)



# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



## 2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等(別添参照)

## 3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

## 5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等  
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

## 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村※1

<参考>

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)※2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

※1 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる

※2 別表第2に該当する被害が発生した都道府県については、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)